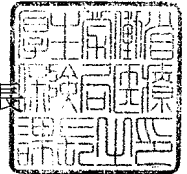


保医発第0423003号
平成16年4月23日

日本病院会長 殿

厚生労働省保険局医療課長



使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正に伴う留意事項について

標記について、本日付けで別添のとおり各地方社会保険事務局長、都道府県民生主管部（局）国民健康保険主管課（部）長及び都道府県老人医療主管部（局）老人医療主管課（部）長あて通知したのでお知らせします。



保医発第0423001号
平成16年4月23日

地方社会保険事務局長 殿
都道府県民生主管部(局)
国民健康保険主管課(部)長 殿
都道府県老人医療主管部(局)
老人医療主管課(部)長 殿

厚生労働省保険局医療課長

使用薬剤の薬価(薬価基準)の一部改正に伴う留意事項について

標記については、「使用薬剤の薬価(薬価基準)」(平成16年厚生労働省告示第85号。以下「薬価基準」という。)の一部が平成16年4月23日付厚生労働省告示第204号をもって改正され、告示の日から適用されたところであるが、その概要は下記のとおりであるので、関係者に対して周知徹底をお願いする。

記

1 薬価基準の一部改正について

- (1) 平成16年1月29日までに薬事法(昭和35年法律第145号)の規定に基づき承認され、薬価基準への収載希望があった医薬品(内用薬5品目及び注射薬5品目)について、薬価基準の別表に収載したものであること。
- (2) (1)により薬価基準の別表に収載されている全医薬品の品目数は、次のとおりであること。

区分	内用薬	注射薬	外用薬	歯科用薬剤	計
品目数	6,653	3,321	1,996	35	12,005

2 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について

グルファスト錠5mg、同10mg

- (1) 本剤の効能・効果は、「2型糖尿病における食後血糖推移の改善(ただし、食事療法・運動療法を行っている患者で十分な効果が得られない場合に限る)」であること。
- (2) 本剤の使用上の注意に次のように記載があるので、使用にあたっては十分留

意すること。

- ア 糖尿病の診断が確立した患者に対してのみ適用を考慮すること
- イ 糖尿病治療の基本である食事療法・運動療法を行っており、投与の際の空腹時血糖が126mg/dL以上、若しくは食後血糖1時間値又は2時間値が200mg/dL以上を示す患者に限ること
- ウ 本製剤投与中は、血糖を定期的に検査するとともに、経過を十分に観察し、2～3ヶ月投与しても効果が不十分な場合には、より適切と考えられる治療への変更を考慮すること
- エ 投与の継続中に、投与の必要がなくなる場合や、減量する必要がある場合があり、また患者の不養生、感染症の合併等により効果がなくなったり、不十分となる場合があるので、食事摂取量、血糖値、感染症の有無等に留意のうえ、常に投与継続の可否、投与量、薬剤の選択等に注意すること

プレセデックス静注液200 μ g「アボット」

プレセデックス静注液200 μ g「マルイシ」

本製剤の用法・用量において、本製剤の投与は24時間を超えないこととされているので、使用にあたっては十分留意すること。

ビスダイン静注用15mg

本製剤の使用上の注意に、「本剤による光線力学的療法は、規定の講習を受け、光線力学的療法の安全性・有効性を十分に理解し、本製剤の調製・投与及びレーザー照射に関する十分な知識・経験のある眼科専門医のみが実施すること」と記載されているので、使用にあたっては十分留意すること。

(参考)

医薬品一覧表 (薬価基準)

No	薬価基準名	成分名	規格単位	薬価
1	内用薬 エビスタ錠60mg	塩酸ラロキシフェン	60mg1錠	159.30
2	内用薬 オルメテック錠10mg	オルメサルタン メドキシミル	10mg1錠	97.00
3	オルメテック錠20mg		20mg1錠	189.10
4	内用薬 グルファアスト錠5mg	ミチグリニドカルシウム水和物	5mg1錠	34.00
5	グルファアスト錠10mg		10mg1錠	60.50
6	注射薬 ビスダイン静注用15mg	バルテポルフィン	15mg1瓶	190,855
7	注射薬 ファブラザイム点滴静注用5mg	アガルシダーゼベータ (遺伝子組換え)	5mg1瓶	130,137
8	ファブラザイム点滴静注用35mg		35mg1瓶	726,652
9	注射薬 プレセデックス静注液200µg「アボット」	塩酸デクスメデトミジン	200µg2mL1瓶	5,478
10	プレセデックス静注液200µg「マルイシ」		200µg2mL1瓶	5,478